

移動診療施設以外の施設を利用して行う「巡回健診」の取り扱いについて (同一の健診場所での回数に関わる規定)

(注) 同一の健診場所ごとに判断し、「週」の扱いは、日曜日から土曜日までの7日間とする。

□巡回健診と認められる例 【週一回又は継続して二日以下】

※間に実施のない週をはさむ場合は、「継続」として扱わない。

1週	○	週一回
2週	○	週一回
3週	○	週一回
4週	○	週一回

1週	○○	継続2日以下
2週		
3週	○○	継続2日以下
4週		

1週	○	週一回
2週	○	週一回
3週	○	週一回
4週	○	週一回

1週	○	○	継続2日以下
2週			
3週	○	○	継続2日以下
4週			

□巡回健診と認められない(計画改善・開設の手続きを求める)例 【週二回以上かつ継続して三日以上】

※「継続」とは連続した日だけでなく、間隔を空けて続く場合も含む。

1週	○○	週2回(日)反復継続
2週	○○	かつ継続して3日
3週		
4週		

1週	○○○	週2回(日)反復継続かつ継続して3日
----	-----	--------------------

1週	○○	○	週2回(日)反復継続かつ継続して3日
----	----	---	--------------------

1週	○	○	週2回(日)反復継続
2週	○	○	かつ継続して3日
3週			
4週			

1週	○	○	○	週2回(日)反復継続かつ継続して3日
----	---	---	---	--------------------

1週		○○	週2回(日)反復継続
2週	○		かつ継続して3日
3週			
4週			